

～ 確定申告特集号～

○ 申告期限（法定納期限）及び振替日

申告区分	申告期限（法定納期限）	振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日（火）	令和4年4月21日（木）
消費税及び地方消費税	令和4年3月31日（木）	令和4年4月26日（火）

※ 還付申告書は、令和4年2月15日（火）以前でも提出できます。

※ 別紙「麴町税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○ 決算書・確定申告書作成個別相談会を開催しています

新型コロナウイルス「オミクロン株」の感染が拡大していますので、感染拡大防止の観点から、ご来所の際は電話等による「事前予約」をお願いします。

- 1 会場：申告会事務所 千代田区九段南4-6-9 OSビル6階
- 2 時間：午前10時～12時、午後1時～4時
- 3 期間：1月24日（月）～3月31日（木）【土日祭日は行いません。】
- 4 必要書類
 - (1) 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」（はがき又は封書）
 - (2) 令和2年分確定申告書・青色申告決算書（控）、マイナンバーカード
 - (3) パソコン（会計ソフトを用いて記帳されている方）
 - (4) 給与や公的年金等の源泉徴収票、その他所得のわかるもの
 - (5) 健康保険、介護保険、国民年金、生命保険、地震保険等控除証明書
 - (6) 医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」、「各種証明書」等
※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
 - (7) 寄付金控除を受けるには、寄付先から交付された「受領証」、「寄付した団体の証明書」等

○ 65万円の青色申告特別控除を受けるには

「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて、①e-Taxによる申告（電子申告）、又は②電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出し、電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳及び保存のいずれかの要件を満たす必要があります。

（裏面もご覧ください。）

○ 申告に誤りがあった場合など

申告をした内容等に誤りがあった場合、法定申告期限内であれば、再度、確定申告書を正しく作成し、期限までに提出してください。

法定申告期限を過ぎた場合は、次の方法で申告内容を訂正してください。

申告した税額等が実際より少なかったとき ■ 「修正申告書」を提出します。

申告をした税額等が実際より多かったとき ■ 「更正の請求書」を提出します。

○ 納税が遅れた場合

納税が納期限（令和4年3月15日（火））に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

※ 延納の届出

確定申告により納付する税金の2分の1以上の金額を、令和4年3月15日（火）までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納税することで）、残りの額を同年5月31日（火）まで延納することができます。

延納期間中は利子税がかかります。

○ 令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えている方

令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和3年分の消費税の課税事業者に該当します。この場合、令和4年3月31日（木）までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○ 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える場合

令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を速やかに所轄税務署に提出してください。

○ e-Tax 申告について（マイナンバーカードをお持ちでない方）

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）をお持ちでない方でも、事前に税務署で手続き（ID・パスワード方式）していただければ、e-Taxをご利用できます。

※ ID・パスワード方式

お近くの税務署で職員の対面による本人確認の上、ID・パスワード方式の届出を作成・送信すると、利用者識別番号が取得できます。なお、本人確認の際には、運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。